

2022年8月19日

内閣総理大臣 岸田文雄様  
厚生労働大臣 加藤勝信様

## 緊急小口資金等特例貸付の償還免除要件拡大に関する要望

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会

会長 豊田章登

大阪市北区西天満4丁目5番5号マーキス梅田301号

大阪いちょうの会気付 TEL06-6361-0546

本会は多重債務被害及び生活再建問題の根本的解決と被害者救済をめざして活動している全国連絡協議会です。

現状のコロナ禍に於ける生活困窮の深化に鑑み、以下の要望を提出いたします。

### 【要望事項】

- 1、緊急小口資金貸付につき、すべての方に償還一括免除を要望いたします。
- 2、総合支援資金貸付(初回貸付・延長貸付・再貸付)につき、住民税非課税世帯の償還免除だけでなく、償還免除要件を拡大してください。
- 3、コロナ禍に於ける多重債務拡大の現状に鑑み、生活再建相談を含めた相談窓口の拡充をはかってください。

### 【要望趣旨】

出口が見えず長期化するコロナ禍のもとで、生活困窮状態が拡大し、そこに輪をかけて昨今の物価高が直撃しています。その中で、来年から償還が開始されます。報道によりますと、全国の社会福祉協議会に今までにない多くの自己破産通知が届いています。当協議会傘下の各被害者の会にも多くの相談が寄せられています。残念ながら多くの返済困難、多重債務被害が想定されます。コロナ災害が長期間続き、生活再建の目処が一切見えぬ場合は貸付による生活維持にはもはや限界があります。本来、給付型で対応すべきでした。今からでも遅くありません。緊急小口資金貸付についてはすべての方に償還一括免除を要望するものです。

また、住民税非課税世帯には年次毎に償還免除が予定されていますが、この要件だけでは対象となる方が著しく限定され、生活困窮状態からの脱皮は本貸付償還によって阻害されます。すべての方々の生活再建を展望すべく、償還免除要件を拡大してください。

生活困窮、多重債務に陥った方々はどこへ相談にいったらいいか、彷徨っています。生活再建相談を含めた相談窓口の拡充を強く要望いたします。

以上